

法令解説

科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けて

■科学技術基本法等の一部を改正する法律
(令和2年法律第63号)
令2.6.24公布 令3.4.1 施行

はじめに

第二〇一回国会において、「科学技術基本法等の一部を改正する法律」(令和二年法律第六三号。以下「改正法」という)が成立した。

改正法は、①科学技術基本法(平成七年法律第一三〇号。以下「基本法」という)、②科学技術・イノベーション

ン創出の活性化に関する法律(平成二〇年法律第六三号。以下「科技イノベーション活性化法」という)、③内閣府設置法(平成一年法律第八九号)の三法を中心として一六の法律を束ねて改正するものとなっている。

本稿では、改正の背景及び経緯並びに改正法の内容について概説する。なお、本文中意見にわたる部分は筆者の私見である。

I 背景と経緯

平成七年に議員立法で制定された基本法は、我が国が「科学技術創造立国」を目指して科学技術の振興を強力に推進していく上での政策の基本的な枠組みを与える法律である。本法に基づき、これまで五期にわたる科学技術基本計画が策定され、これに基づく政策が展開されてきた。

また、平成二〇年に議員立法で成立した「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(科技イノ